

2005. 6. 30

消費者団体訴訟制度の在り方、消費者基本計画の評価(意見)

国民生活審議会消費者政策部会委員

原 早苗

「消費者団体訴訟制度の在り方」及び「消費者基本計画の検証・評価・監視の方向性」について、とりまとめにあられた消費者団体訴訟制度検討委員会のメンバーの方々、及び事務局のご尽力に感謝いたします。

6月30日のとりまとめの消費者政策部会にやむをえず欠席いたしますので、意見を文書で提出いたします。部会でのさらなる検討をお願いいたします。

I. 消費者団体訴訟制度の在り方について

消費者団体には、消費者の利益の擁護を図るため、消費者に代わって、市場において事業者の行為を監視するなど消費者の視点に立って活動する重要な担い手であることが期待されている。昨今の相次ぐ企業の不祥事は枚挙にいとまがない現況である。規制改革路線のなかでも、消費者団体への団体訴権の付与は大きな課題となっている。

報告書のとりわけ以下の点につき、修文を求める。

1. いわゆる「推奨行為」の扱いについて

p9の最後の1行、2行目の文章について、「推奨行為を差止めの対象とすることについて検討する必要がある。」に修文することを求める。

・・ p9では、いわゆる「推奨行為」について差止めの対象とすることについて、「慎重に検討する必要がある」の記述になっており、事業者団体への自主的なルール作りへの萎縮効果をもたらすことを理由としている。

しかし、事業者団体については消費者基本法でも消費者団体とともに位置づけられ、その役割が期待されているところである。金融分野などでも、こうした推奨行為はみられ、業態としての改善が必要と考える。

2. 差止めの対象とすべき実体法の規定について

p7の文章の最後に、「民法の詐欺・強迫、公序良俗にあたるもの」を追加修文を求める。

3. 管轄裁判所の決定について

p24の「②管轄裁判所の決定」の5行目から6行目の文章の末尾を「適切であるという意見があった。」とし、続けて、「一方、制度の円滑な運営を図る必要があることから、事業者の行為地を管轄地にするという意見、営業所所在地を含めるべきだとの意見もあり、さらに深めた検討が必要である。」とする文章の修文を求める。

…p24では、管轄裁判所について「当該訴えが個別具体的な被害者の救済を求めるものではないこと」「同時複数提訴による弊害に対処する必要があること」「制度の円滑な運営を図る必要があること」の3つの理由を列挙したうえで、「被告である事業者の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所を基本とするのが適切である。」と結論づけている。

しかし、これまでの検討会の議事録を見、検討会を傍聴するかぎりでは、この意見に収斂はされていない。被害者が所在する場を裁判管轄する意見も拮抗しており、こちらも理由は「制度の円滑な運営を図る必要があること」になる。被害者、あるいは被害を受けるおそれがある立場に立てば、当然の主張である。また、少なくとも営業所所在地は含めるべきだとの意見は、大勢を占めているようにみえた。今後は、グローバルな消費者取引も多くなり、将来的には、当該消費者が存在する地を管轄地とすることは当然考えられていい。

4. 環境整備の方向性について

p26の「②情報面における環境整備」について、上から5行目の「保有する消費生活相談～」に続けて、「、経済産業省や金融庁、公正取引委員会など行政機関に寄せられる消費者からの相談」の文言の追加修文を求める。

… p26の「②情報面における環境整備」は重要な項目である。ここでは、地方自治体の消費生活センターや国民生活センターに寄せられた情報を念頭において考えられているが、たとえば、金融庁では金融サービス利用者相談室が設置されるし、経済産業省でも消費者相談窓口を設けている。公正取引委員会にも、こうした情報が寄せられており、当然、これらの情報も含めるべきである。

5. 消費者基本計画への位置づけ

これについては、特段の項目が用意されていないが、以下の点で重要と考えるので引き続き、消費者基本計画のもとにおき作業をすすめていただきたい。

① 消費者団体訴訟制度が円滑に機能していくための措置

制度の周知、情報提供、団体訴権を担う団への財政面の支援など消費者団体訴

訟が円滑に機能していくための措置を消費者基本計画に盛り込むべきである。

② 対象範囲を広げるための持続的検討の必要性

今回の消費者契約法にもとづく差止めのみを対象としているが、景表法、特商法など、また類似の取引にまで順次、検討を広げてほしい。

さらには、損害賠償請求、不当利得吐き出しの検討など消費者被害の未然防止、被害救済のための検討を継続すべきである。

Ⅱ. 消費者基本計画の検証・評価・監視の方向性について

今回の消費者基本法制定のなかでも、とりわけ重要な役割を果たしていくことが期待されるのが、消費者基本計画の策定、検証・評価・監視である。討議用資料にもとづき意見を提出します。

1. 方法について

検証・評価・監視のための制度設計、フォーマット作りなど評価手法の検討を尽くしていただきたい。

2. 対象について

①「具体的施策(121施策)をベースにしつつ、重点の内容を中心に実施していくこと」でやむをえないが、121施策については、事務局で評価のうえ国民生活審議会に報告をし、意見を求めている。②対象施策はできるだけ具体策を求めること。「検討する」「注視する」の列挙では評価が困難である。

②対象施策はできるだけ具体策を求めること。「検討する」「注視する」の列挙では評価が困難である。

3. 緊急に取り組むべき課題について

5年計画のもとでは、緊急に取り組むべき課題が出てくることは十分予測される。その場合、機動的に施策がとれる仕組みにしておいていただきたい。

4. 「計画の必要な見直し」と評価の在り方の関係について

結果にもとづき「計画の必要な見直し」を行うことになっており、この方向性でいいと考えるが、「見直し」と「評価」が混乱しないような工夫が必要である。そうでないと、初年度と5年後で、姿が変わった施策の評価をするおそれがある。

5. わかりやすい「公表」の工夫

消費者政策会議では、評価の結果を公表することになっているが消費者にわかりやすい「公表」の工夫を求めたい。

6. 一般消費者から意見を聞く場の設置

たとえば、規制改革・民間開放推進会議では、年に2回、あじさい、もみじ月間として広く社会に意見を求めている。年に1度でも、そうした機会を設けるべきである。

7. 勧告できる仕組みも組み入れること

評価の結果によっては、担当行政などに改善を促せる制度として構築していただきたい。そうでないと、P-D-C-Aで回っていかないと考える。また、専門家の意見を求めることができるという方策も必要ではないか。

また、以下の点についても検討していただきたい。

- ・ 各省庁、総務省が政策評価を行っているが、これらの制度との整合性
- ・ 各省庁に消費者政策の窓口を設置すること。以前に比べ、消費者行政の守備範囲がせばまっているのではないか。

